

2019年11月25日

各位

会社名 マーチャント・バンカーズ株式会社  
代表取締役社長兼 CEO 一木 茂  
(コード 3121 東証 2 部)  
問合せ先 取締役 CFO 兼財務経理部長 高崎 正年  
(TEL 03-5224-4900)

### 今後のSTOビジネスについての取組方針に関するお知らせ

当社グループは、現在、サービス開始に向けて準備を進めている「ANGOO FINTECH」との資本並びに業務提携関係を基軸に、9月30日付でご報告させて頂きました香港の証券会社「BS SECURITIES LTD」、さらには、10月28日付でご報告させて頂きましたエストニアのBitOfProperty OÜなど、グローバルな連携・協力関係を構築し、積極的に、STOビジネスに取り組んでまいります。

本日、改めまして、今後の当社グループのSTOビジネスへの取組方針につきまして、決定いたしましたので、ご報告させて頂きます。

#### 1. 外部との連携によるグローバルなSTO案件の開発体制の構築

香港のBS証券、エストニアのBitOfProperty OÜを皮切りに、国内外で、金融や不動産のビジネスに携わるさまざまなプレイヤーとの連携体制を構築し、グローバルな案件の開発体制を構築いたします。

不動産を中心に、世界各地の、さまざまなタイプの資産のSTOに取り組み、グローバルなラインナップを構築してまいります。

#### 2. グローバルなSTO市場の構築

「ANGOO FINTECH」では、ユーロ圏 20 か国以上のマーケットをカバーする予定ですが、米国やアジアなど、各国でライセンスを保有する交換所との連携体制を構築のうえ、当社から、これらの交換所に、STO案件を紹介し、世界各国の投資家に、STO案件を紹介する体制を構築してまいります。

特にアジアにおきましては、カガヤン経済区庁 (CEZA) で、積極的に海外のブロックチェーン関連企業の誘致を進め、アジアのクリプトバレーを目指しているフィリピンに注目しており、連携だけでなく、他社との合弁等による進出についても、検討いたします。

#### 3. 日本国内での取組み

日本におきましては、今年5月31日に「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」が成立、来年6月までに施行されますので、これらの法令のもと、第一種金融商品取引業者など、国内でのSTOに必要なプレイヤーとの協力体制を構築し、取り組んでまいります。

以上の方針のもと、STO案件組成に関するアドバイスや、交換所への紹介、プロモーション等による手数料ビジネスとして、STOビジネスに取り組んでまいります。

以上